

感染拡大防止対策

(1) 基本的事項

- ◆ 咳エチケット（原則**マスクの着用**）や**手洗い**、**消毒**などの感染症予防対策について、生徒への徹底した指導と**丁寧な健康観察**を行い、体調不良の生徒は早退する。
- ◆ 生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合は自宅で休養する。（出席停止扱い）なお、同居の家族に風邪症状がある場合にも生徒は自宅で休養する。
- ◆ 感染への不安や、罹患あるいは濃厚接触などにより登校できない生徒については、必要に応じてオンラインによる授業配信等の対応を行う。

原則マスクの着用

※**体育の授業や運動部活動では、マスクをはずしてもよいが、身体的距離を取るなど感染の対策に十分留意する。**

(2) 通学時

- ◆ **家庭で検温（朝と夕の2回）**し、体調について健康観察票に記入した内容を確認する。

(3) 授業時（学習環境、学習内容、学習方法）

- ◆ 空き教室等を利用し**1学級を2分割して、少人数で授業**を行う。
- ◆ 常時2方向の窓を開け、教室内の**換気**を行う。（エアコン、扇風機等による送風）
- ◆ 室内は、対面を避けた机の配置とできる限り座席間隔をあけ、生徒同士の距離を確保する。
- ◆ 各教科等の中で、**感染リスクの高い活動は、感染防止対策を徹底した上で行う。**
- ◆ 全校での集会活動は、校内放送やオンラインを活用したり、時間を短縮したりするなど工夫する。

(4) 給食時

- ◆ **配膳前には徹底した手洗い**を行う。
- ◆ 給食時はグループ形態にせず、一定の机の間隔を保持した状態で食事をする。一教室内の人数を減らす。
- ◆ 給食時は**会話をしない。（黙食の徹底）**

(6) 部活動

- ◆ まん延防止重点措置期間においては、土日及び祝日の活動は行わない。また、平日も1日休養日とし、週4日までの活動とする。朝練習も行わない。

(5) 下校後

- ◆ **ドアノブ・階段の手すり、スイッチなど多数の生徒が触れる場所（箇所）は消毒**をする。

